社会福祉法人しがらき会役員等報酬等規程

（目的）
第１条　この規程は、社会福祉法人しがらき会（以下「当法人」という）定款第９条および第２４条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員ならびに評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）
第２条　理事長および理事長以外の役員等については、別表（１）および（２）のとおり報酬等を支給することとし、賞与および退職手当は支給しないものとする。
２　当該会議への出席については、住所地が遠隔地（往復５０㎞以上）の場合には旅費規程に基づいて旅費を支給するものとする。
３　理事長および理事長以外の役員等が職務のため出張したときは、日額５，０００円と旅費規程に基づき旅費を支給する。ただし、理事長については、日額は支給しないものとする。

（当法人職員給与との併給）
第3条　当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

（報酬等の支給方法）
第4条　常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。
(1)報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が金融機関の休日に当たるときは、その前日に支払をする。
2　理事長以外の役員等に対する日額等は、当該会議に出席した都度、支給する。
3　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額および本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

（報酬等の日割り計算）
第5条　新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。
2　理事長が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
3　月の途中における就任、退任、または解任の場合の報酬額については、その日の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
4　本条第2項の規定にかかわらず、理事長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）
第6条　この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
(1)50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
(2)50銭以上1円未満の端数については、これを1円切り上げる。

（公表）
第7条　当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）
第8条　この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）
第9条　この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

1　この規程は、令和5年4月1日より施行する。

2　令和4年4月1日施行の規程は、これを廃止する。

別表

(1)

理事長業務の執行	報酬月額　100，000円

(2)理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員

理事会、評議員会、監事監査、評議員選任・解任委員会等への出席	費用弁償日額　5，000円